

応急手当普及員制度 (応急手当普及員講習)


さいたま市消防局
警防部救急課

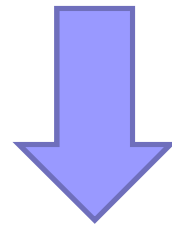


応急手当普及員とは



- 自己の事業所又は防災組織等において、当該事業所の従業員、または防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する者を言う。

- 
- それでは、何に基づいて応急手当普及員を養成するのでしょうか？



それは...

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱

(平成5年3月30日消防救第41号都道府県知事あて 消防庁次長)

に基づいています！



応急手当の普及啓発活動の推進

■ 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱

(平成5年3月30日消防救第41号都道府県知事あて 消防庁次長)

消防長は、当該市町村の区域内における人口、救急事象を考慮して、応急手当の普及啓発に関する計画を策定し、応急手当指導員の養成、普及啓発用資器材の配備などを図りつつ、住民に対する応急手当の普及啓発活動の計画的な推進に努めるものとする。



応急手当の普及啓発活動の推進

応急手当の普及啓発活動を推進するにあたっては、消防長は、**住民に対する応急手当の普及講習の開催、指導者の派遣等を行うとともに、デパート、旅館、ホテル、駅舎等多数の住民の出入りする事業所又は自主防災組織その他消防防災に関する組織の要請に応じて、主として当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成について配慮する。**



応急手当普及員の現状

- ▶ 応急手当普及員数（令和5年1月1日現在）

1,797人

（学校教職員1,177人、民間事業所等620人）

令和3年中は167人、令和4年中は338人が応急手当普及員の資格を取得しています。



現状の問題点①

【受講者の急激な増加】

さいたま市民の応急手当に対する意識は、年々高くなってきています。

特に、平成23年に発生した「東日本大震災」以降は自主救護の必要性が、更に大きく叫ばれるようになりました。



現状の問題点①

- ・ 令和元年中は、過去最多の55,870人が
応急手当講習を受講しています。

※令和3年中はコロナの影響もあり36,969人

受講者は過去10年間で

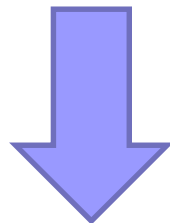
25,195人(H21) → 55,870人(R1)
(約221%増加)

現状の問題点②

【救急出場件数の増加】

救急出場件数は過去10年間で

60,160件(H25)



80,365件(R4) 過去最高
(約134%増加)

さいたま市の救急現状



➤ 【高規格救急自動車】

- ・ **26**消防署所に**30**台の高規格救急自動車を
配備

➤ 【救急隊員等】

- ・ 専任の救急隊員**300**名
- ・ 救急救命士**191**名が活動（令和4年4月1日現在）

さいたま市の救急現状



- 令和4年中の救急出場件数は **80,365件**
 - **市民約17人に1人が救急車を利用**
 - **1日平均出場件数は 約221件**
 - **救急出場頻度は 約6.5分に1回出場**
- **救急車の平均現場到着時間 約9.6分**

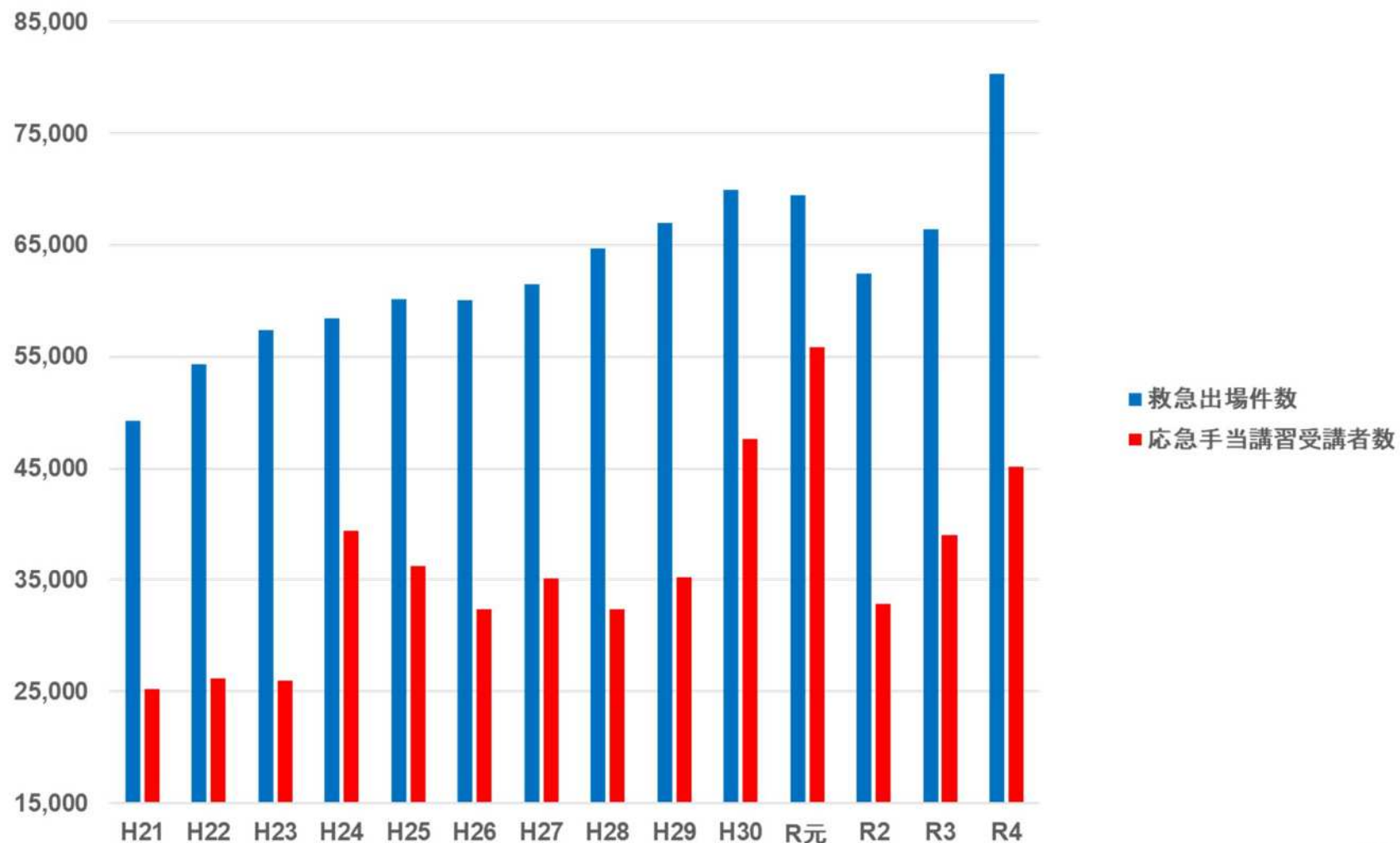


総合的な問題点

応急手当に対する意識が高くなり、応急手当講習の受講者数が増加する一方、救急出場件数も増加し、**応急手当の指導員が不足**してきている。

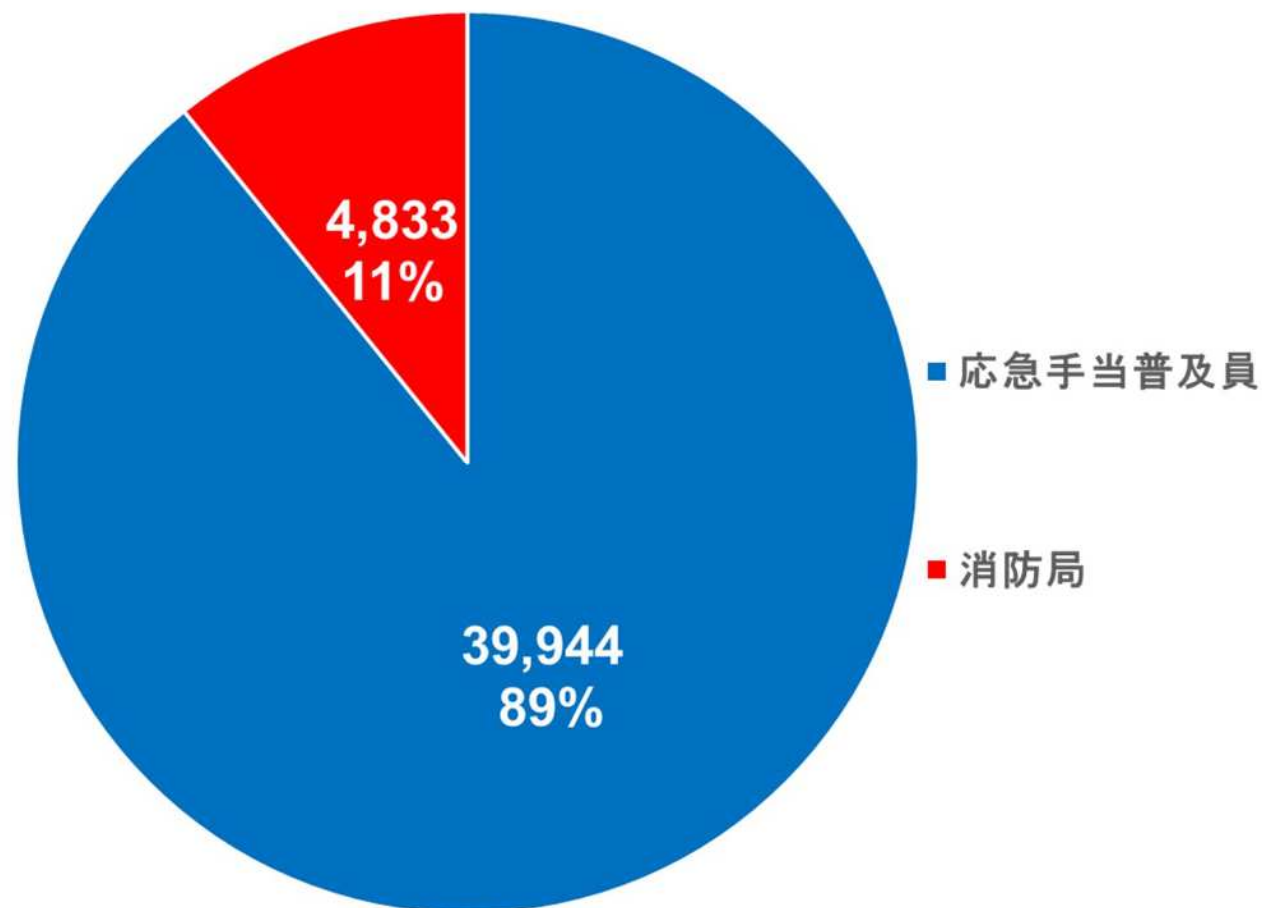
そこで、応急手当普及員の方の力が必要です。

救急出場件数と応急手当講習受講者数の推移



令和4年中の応急手当講習受講者の指導者区分

応急手当講習受講者数



応急手当普及員による講習実施状況

応急手当普及員による講習実施状況		
年	実施回数	受講者数
平成19年	8回	468名
平成20年	21回	600名
平成21年	26回	717名
平成22年	66回	2,193名
平成23年	68回	2,278名
平成24年	119回	7,873名
平成25年	151回	8,451名
平成26年	264回	8,888名
平成27年	361回	12,091名
平成28年	345回	10,455名
平成29年	336回	13,040名
平成30年	448回	25,196名
令和元年	598回	35,839名
令和2年	367回	27,725名
令和3年	734回	34,965名
令和4年	807回	39,944名



応急手当普及員講習

- 応急手当普及員講習 I (3日 24h)
誰でも受講可能
(ただし、さいたま市内の事業所又は防災組織等に所属する者)
- 応急手当普及員再講習(3h)
応急手当普及員の資格を有している者
資格継続のため3年毎に受講

応急手当普及員講習

■ 応急手当普及員講習

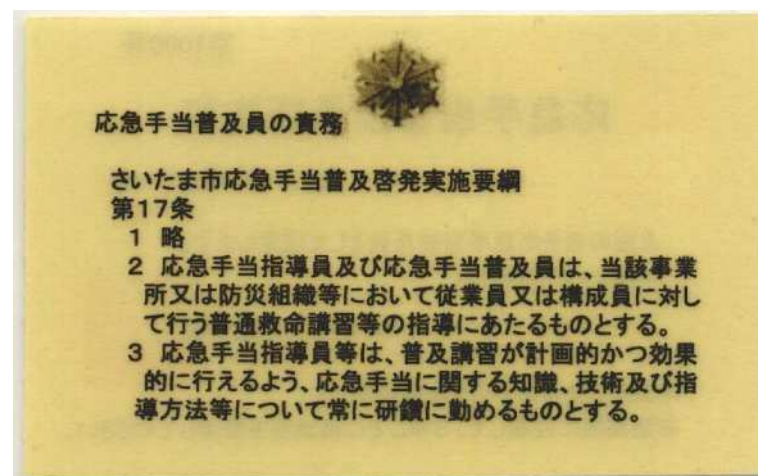
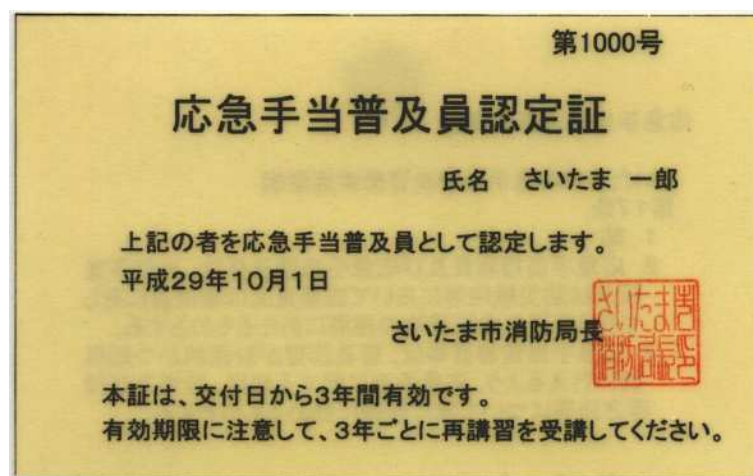
応急手当の重要性、一次救命処置及びファーストエイドの指導要領

到達目標

- (1) 救命の連鎖と早期除細動の重要性を指導できる。
- (2) 有効な心肺蘇生法を指導できる。
- (3) 正しく、安全な自動体外式除細動器(AED)の使用方を指導できる。
- (4) 効果的かつ質の高い講習を実施できる。

応急手当普及員認定証

- 3日間(24時間)で一定の基準(実技考査・筆記考査の合格者)に達した方には、さいたま市消防局長より、応急手当普及員認定証を交付します。



現状の応急手当普及員制度

- 応急手当普及員の質の確保
(指導技術、救命講習内容など)

応急手当普及員としての指導技術、知識の確認
(応急手当普及員再講習 → 3年に1回の講習が担保)



3年の間、応急手当普及員に必要な技術・知識の維持

応急手当普及員再講習について

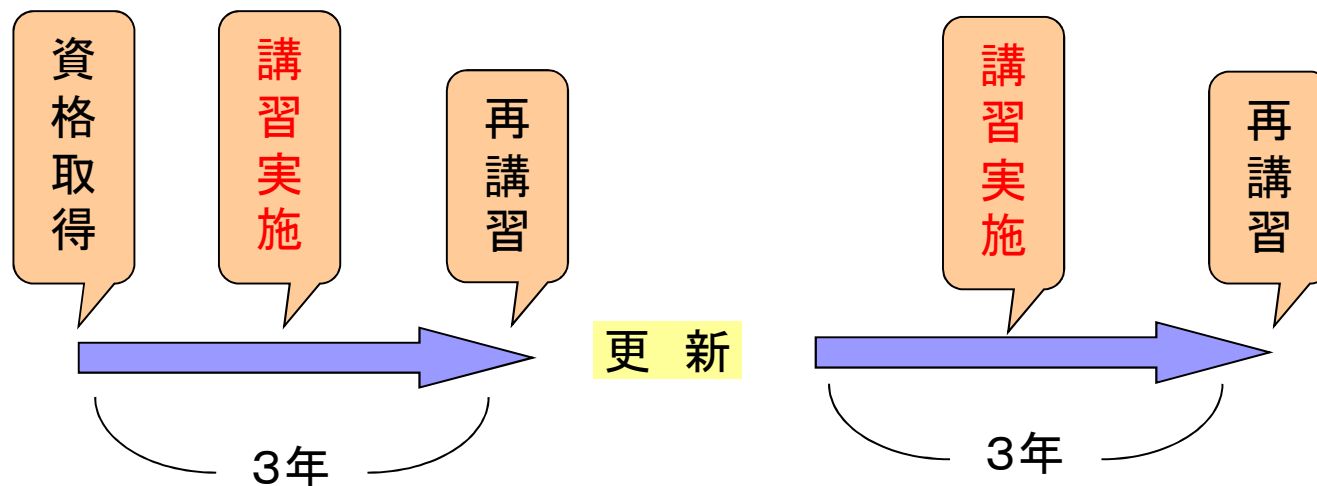
■【有効期限】

認定日から3年で失効

※令和4年度に取得した方は令和7年度末まで有効

【更新の条件】

失効前に講習開催歴が1回以上あり、再講習(3時間)を受講した者



応急手当普及員再講習について

さいたま市 応急手当普及員

検索

カチッ

クリック

応急手当普及員認定証の有効期間に注意して、HPを確認し各個人(事業所等を通じて)で申込みをしてください。

消防局より再講習のお知らせはしません



有効期限の年度内まで更新可能です

応急手当普及員になったら

- 各事業所等で応急手当講習の指導者となります。
- 応急手当講習を事業所の勤務時間等、都合に合わせて、少人数での開催や講習を分割して行うこともできます。

